

八王子市健康づくりサポーター事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、健康づくりサポーター（以下、「サポーター」という。）が地域においてさまざまな活動を行うことにより、市民が生涯を心豊かにいきいきと生きがいをもって暮らせるよう、健康づくりを推進することを目的とする。また、サポーターが地域に健康づくりの輪を広げていけるよう支援する。

(市の役割)

第2条 市は、健康づくりサポーター事業を実施するため、関係部署が連携して次のことを行う。

- (1) 健康に関する正しい知識を学ぶ養成講座を隔年で開催
- (2) 養成講座を全て受講した者に登録証を授与し、サポーターとして市に登録
- (3) フォロー講座及びサポーター同士の情報交換を目的とする交流会の開催
- (4) 市民及び団体との連絡調整を行い、サポーターの活動を支援
- (5) ホームページにおけるサポーターの活動紹介及び健康づくりサポーター事業の広報啓発
- (6) サポーターの組織づくり及び活動の継続的な支援

(サポーター要件)

第3条 次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内在住、在勤、在学する者で、八王子市の健康づくり施策に協力し、サポーターとして活動を行う意欲のある者
- (2) 養成講座を全て受講した者
- (3) サポーターの支援を目的としたフォロー講座等を受講するなど、知識の向上に務める者

(活動内容等)

第4条 サポーターの活動は地域の団体（例：自治会・サロン・自主グループ・イベント）等において、健康増進に関する普及啓発等、次に掲げるものとする。

- (1) 健康づくりのための体操・ウォーキングなど、運動に関する活動
- (2) 正しい食生活や食文化についての情報提供など、食育・栄養に関する活動
- (3) 健康づくりに一緒に取り組む仲間づくりや仲間とのコミュニケーション等を通じたこころの健康に関する活動

(活動費)

第5条 市は、サポーター活動の支援として、次に掲げる活動費を支給する。

- (1) 市が認めた健康増進事業においてサポーターが活動した場合、1回につき1,000円を支払う。ただし、上限については予算の範囲内とする。
- (2) 支払いについては随時活動報告書の提出をもって、支払いとする。
- (3) 活動費の支給は、登録した日から翌年度末までとする。

(登録証の再交付)

第6条 健康づくりサポーター登録証を紛失・汚損した場合には、申請書の提出により再交付を行う。

(登録解除)

第7条 サポーターが次の事項に該当する場合、第2条第2号の登録を解除する。

- (1) 本人からサポーターの登録解除の申出があった場合
- (2) 転居、健康上の理由によりサポーターとしての活動が遂行できなくなった場合
- (3) サポーターとして、ふさわしくない行為があったと市が認めた場合
- (4) 前各号に定める他、市が解除の必要があると認めた場合

(事務)

第8条 この事業の要綱に定める事務は、健康医療部保健総務課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、サポーター事業に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(附 則)

この要綱は、平成27年(2015年)4月1日より施行する。

この要綱は、平成28年(2016年)4月1日より施行する。

この要綱は、平成29年(2017年)4月1日より施行する。

この要綱は、平成29年(2017年)5月31日より施行する。

この要綱は、平成31年(2019年)4月1日より施行する。

この要綱は、令和2年(2020年)1月31日より施行する。

この要綱は、令和4年(2022年)8月1日より施行する。

この要綱は、令和6年(2024年)4月1日より施行する。